

糸満市立潮平小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月制定
平成28年2月一部改訂

1. いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

日頃から、個に応じた「わかる授業」を行うとともに、深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り支持的風土のある学級経営に努める。いじめのない学校づくりに取り取り組んでいくには、誠実な態度で児童と向き合うことや、いじめを受けた児童へは、迅速かつ組織的な対応で行っていく。

(1) いじめの定義

本校に在籍している児童に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するため組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ防止対策を行う。

(1) 校内いじめ防止対策委員会

校長、教頭、主幹、教務、生徒指導主任、生徒指導副主任、養護教諭、学年主任、養護教諭、教育相談、特別支援コーディネーター

※必要に応じてスクールカウンセラー、関係機関等との情報交換を行う。

(2) 委員会の取り組み内容

イ) いじめ防止等に関わる取り組みの方針の企画立案

ロ) QUテスト後、気になる児童や問題行動等に関わる実態把握と対応についての情報を共有する。

ハ) いじめ問題への対応方法の協議

3 いじめ未然防止のための取り組み（※年間指導計画は別表）

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 学級経営の充実

イ) 支持的風土の学級づくりの推進

ロ) 学年当初にQUテストを実施し、その検査結果を生かし児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

ハ) わかる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感を持てる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

イ) 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

ロ) 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

イ) QUテストをしっかりと分析し、個々の児童の学級での状況を把握し、必要に応じて個別の相談を行う。

ロ) 毎学期に2回のいじめアンケートの実施や教育相談週間を設け、学級担任により全児童に対し教育相談等を行う。

- ハ) スクールカウンセラー（週1回）を活用し、児童や保護者の悩みに対応する。
- (4) 異学年の児童による活動
 - イ) 学校行事やクラブ活動を通し、異学年交流を行う中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策
 - イ) 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。
 - ロ) 児童に携帯電話を所持させる場合、学校への届けを義務づけ、メールやインターネットを含めた使用の仕方について約束を守らせるようにする。
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - イ) 中学校と生徒指導に係わる情報交換を定期的に行う。
 - ロ) 潮平中学校の教職員に、本校において授業を実施してもらい、相互理解を深める。
 - ハ) 潮平幼稚園において、本校児童による絵本の読み聞かせやミニ演奏会（合唱やリコーダー）を実施し、本校児童と園児の交流を図り、思いやりの心情を育む。
- (7) 人権の日を設定
 - イ) 毎月第1火曜日に人権の日を設定し、人権に係わる放送や作文交流、話し合いを通して、人権に対する意識を高める。

4 いじめ早期発見のための取組み

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

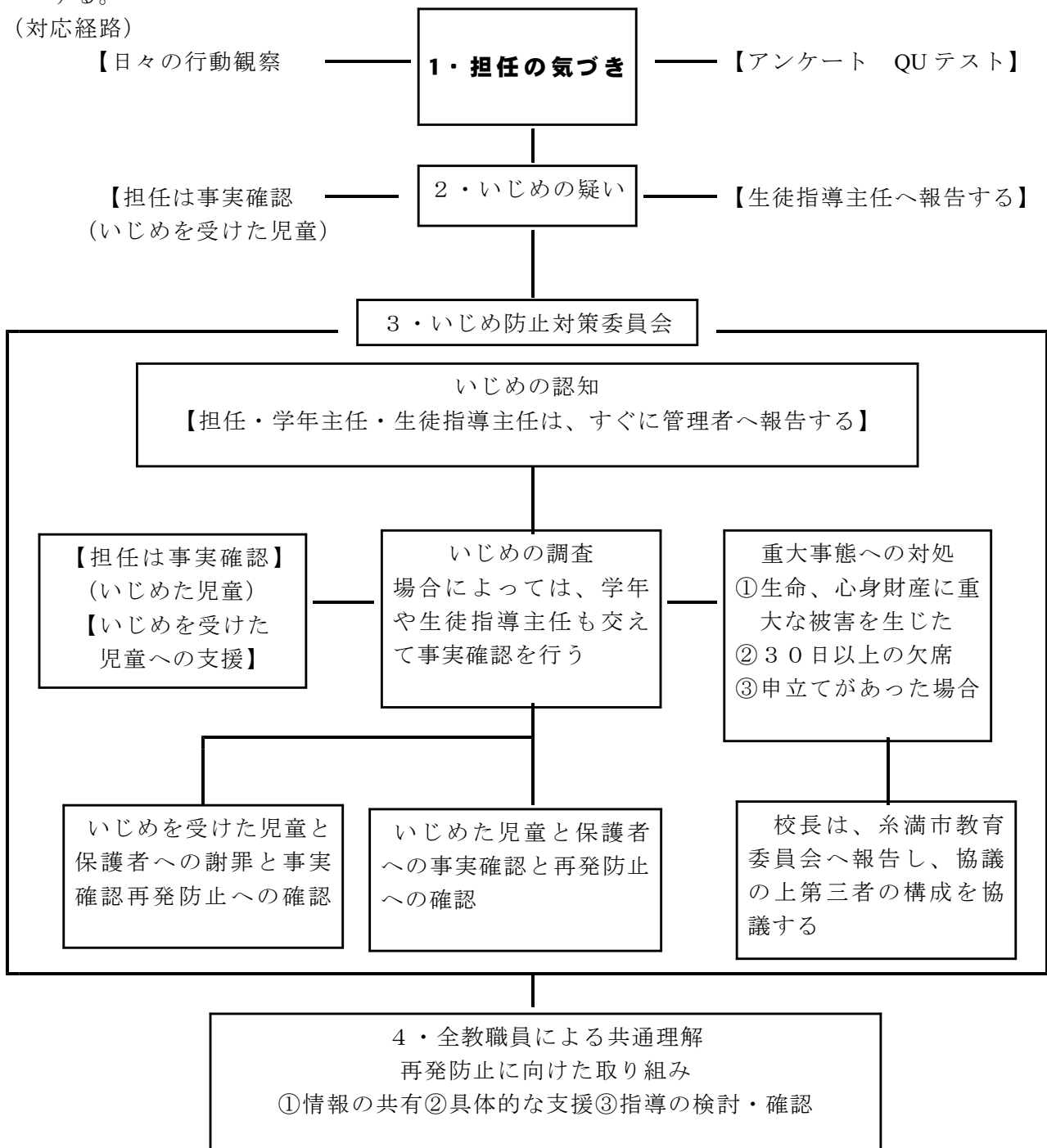
- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
 - イ) 授業・休み時間等の日常生活での児童の様子に目を配る
 - ロ) 個々の児童が学級や学校、友人間でどのような状況にあるのか把握に努める
 - ハ) 家庭訪問、個人面談、教育相談等による把握
 - ニ) 教師自ら、あいさつ、声かけを行い、児童とのコミュニケーションを図る
- (2) いじめについてのアンケート調査の実施
 - イ) いじめについてのアンケートを学期に2回実施し、いじめや問題行動等への早期発見に努める。
 - ロ) アンケート後、いじめ・いじめの疑いがあった内容については、週案に朱書きで「事実確認と対応・支援」などを記載する。
 - ハ) アンケート後、場合によっては、いじめ・いじめの疑いを学年と学年主任、生徒指導主任に事実確認を行い、校長または教頭・主幹に報告し助言を受ける
 - ニ) 気になる児童との個人面談
- (3) 学年会を充実させ、いじめに結びつきそうな子ども同士の関係等について、小さな事であっても情報の共有化を図る。
- (4) 保護者や地域、関係機関との連携
 - 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、糸満市教育委員会、糸満市児童家庭課、適応教室（とびうお教室）、県児童相談所、潮平中学校、糸満警察署などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (5) 毎学期「教育相談週間」の実施
 - 毎学期一回、「教育相談週間」を実施、アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をし、思いをくみ取る。また、それぞれの悩みに対して相談に乗り、解決するためにいろいろな対応を講ずる。

5 いじめに対する早期対応

発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。

- (1) 学級担任やその他職員は、いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、関係職員において速やかに対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(対応経路)



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、糸満市教育委員会と連携し調査を行う。調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止に資するために行うものである。

(1) 重大事態の定義

- イ) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ロ) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ハ) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- イ) 重大事態が発生した旨を、糸満市教育委員会に速やかに報告する。
- ロ) 糸満市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ハ) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ニ) 第三者の構成については、糸満市教委員会と協議の上、人選組織を設置する。
- ホ) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

| | 教職員の活動 | 児童の活動 | 保護者への活動 |
|----|--|---|---|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止基本方針についての検討 【職員会議】 ○いじめ対策に関わる共通理解及び児童に対する情報交換 【職員会議】 ○潮小スタンダード（学習規律）の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ○学級開き・学級ルールづくり【学級活動】 ○人権の日【自分の心と体を大切にしよう】 ○行事を通した人間関係づくり（春の遠足等） ○学習・生活規律（潮小スタンダード）の徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・学級PTA】 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ○QUテストまたはいじめアンケートの実施 ○児童に対する情報交換 【校内指導委員会】 | <ul style="list-style-type: none"> ○行事を通した人間関係づくり（一年生を迎える会等） ○人権の日【友達を大切にしよう】 ○学校評価（児童）の実施 ○教育相談の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○夜間街頭指導の実施 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換 【校内指導委員会】 ○QUテストの結果の分析 【いじめ防止対策委員会】 ○インターネットに関する使用状況調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○人権の日【やさしい言葉づかいをしよう】 ○行事を通した人間関係づくり（宿泊学習等） ○平和集会（講演会） ○インターネットに関する使用状況調査 ○いじめ撲滅宣言 | <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育の説明 【日曜授業参観・学校教育説明会】 ○夜間街頭指導の実施 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査（7月第1週目） ○児童に対する情報交換 【校内指導委員会】 ○教育相談の実施 ○いじめアンケート・QUテストをもとにした各学年の対応と確認 | <ul style="list-style-type: none"> ○人権の日【暴力やいじめをみんなでなくそう】 ○学校評価（児童）の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○保護者との情報交換（個人面談） ○夜間街頭指導の実施 |
| 8月 | <ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導に関する研修 【職員会議】 ○いじめ研修ツール ・自己点検シート ・点検内容の解説 | <ul style="list-style-type: none"> ○夏休みにおける支部の活動に参加 | <ul style="list-style-type: none"> ○夏休みにおける支部での活動 ○夜間街頭指導の実施 |

| | | | |
|-----|---|--|--|
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換【校内指導委員会】 ○いじめアンケート調査（9月末） | <ul style="list-style-type: none"> ○人権の日【心をこめて名前で呼び合おう】 ○行事を通した人間関係づくり（運動会等） | ○夜間街頭指導の実施 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換【校内指導委員会】 ○教育相談週間の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育相談週間の実施 ○人権の日【相手を思いやるやさしい言葉を使いましょう】 ○学校評価（児童）の実施 ○行事を通した人間関係づくり（読書月間等） | ○夜間街頭指導の実施 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換【校内指導委員会】 | <ul style="list-style-type: none"> ○人権の日【一人一人のよさを大切にしましょう】 ○行事を通した人間関係づくり（学芸会等） | ○夜間街頭指導の実施 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ○Q Uテストの実施（12月第1週目） ○Q Uテストの結果の分析【いじめ防止対策委員会】 ○教育相談の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の実施 ○人権の日【身の回りの人権について考えよう】 ○学校評価（児童）の実施 ○行事を通した人間関係づくり（演劇・音楽鑑賞会等） | ○夜間街頭指導の実施 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換【校内指導委員会】 ○学校教育結果説明【糸満教育の日・授業参観】 ○いじめアンケート調査 | <ul style="list-style-type: none"> ○人権の日【心をこめて名前で呼び合おう】 | <ul style="list-style-type: none"> ○糸満教育の日・授業参観への参加 ○夜間街頭指導の実施 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換【校内指導委員会】 ○教育相談の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○人権の日【友達を大切にしよう】 ○学校評価（児童）の実施 ○行事を通した人間関係づくり（アトムデー等） ○教育相談の実施 | ○夜間街頭指導の実施 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童に対する情報交換【校内指導委員会】 ○学級編成（次年度への申し送り） | <ul style="list-style-type: none"> ○人権の日【一年をふり返り感謝の気持ちを伝えよう】 ○行事を通した人間関係づくり（卒業式等） | ○夜間街頭指導の実施 |